

大阪市告示第405号

大阪市立葬祭場について、大阪市立斎場条例（昭和24年大阪市条例第31号）第9条第3項の規定に基づき、令和8年4月1日からの利用料金の額について、次のとおり承認したので、同条第5項の規定に基づき公告する。

令和8年3月30日

大阪市長 横山英幸

区分			単位	利用料金
葬祭での 利用	式場	大式場	午前9時から午後3時まで1回	187,000円
			午後3時から翌日の午後3時まで1回	361,000円
		中式場	午前9時から午後3時まで1回	93,500円
			午後3時から翌日の午後3時まで1回	187,000円
	多目的室		午前9時から午後6時まで1回	3,000円
			午後6時から翌日の午後6時まで1回	6,000円
葬祭以外 での利用	式場	大式場	午前1回	50,000円
			午後1回	60,000円
			夜間1回	60,000円
			午前・午後1回	110,000円
			午後・夜間1回	120,000円
			全日1回	170,000円
			中式場	午前1回
	午後1回	30,000円		
	夜間1回	30,000円		
	午前・午後1回	53,000円		
	午後・夜間1回	60,000円		
	全日1回	83,000円		

多目的室	午前 1 回	1,600円
	午後 1 回	2,200円
	夜間 1 回	2,200円
	午前・午後 1 回	3,800円
	午後・夜間 1 回	4,400円
	全日 1 回	6,000円
	午前・午後（当日に式場の予約がない 場合に限る。） 1 人につき 1 回	300円
駐車場	1 台 1 時間までごとに	400円

備考

- 1 この表において「葬祭以外での利用」の区分における「午前」とは午前 9 時 30 分から午後 0 時 30 分までをいい、「午後」とは午後 1 時から午後 5 時までをいい、「夜間」とは午後 5 時 30 分から午後 9 時 30 分までをいう。
- 2 この表において「葬祭以外での利用」の区分における「午前・午後」とは午前 9 時 30 分から午後 5 時までをいい、「午後・夜間」とは午後 1 時から午後 9 時 30 分までをいい、「全日」とは午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分までをいう。
- 3 死体のない葬祭での利用の場合は、「葬祭以外での利用」の区分の利用料金とする。
- 4 駐車場使用料について、平日入庫後 3 時間を超えて、当日中まで駐車する場合は、最大駐車料金を 1,400 円とする。また、土曜日、日曜日及び祝日は、入庫後 4 時間を超えて、当日中まで駐車する場合は、最大駐車料金を 1,800 円とする。
- 5 いずれの額も消費税及び地方消費税額を含めたもの。

(環境局総務部施設管理課)